

栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領

第 1 趣旨

この要領は、栗東市情報公開条例（平成 12 年栗東町条例第 4 号）の規定の趣旨にのっとり、市政の見える化の推進と公正性の確保を図るため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象の附属機関等

この要領の対象となる附属機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の規定に基づき設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 栗東市情報公開条例第 2 条第 1 号に定める実施機関が任意に設置する協議会、懇談会その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 設置根拠が条例、規則、要綱又は規程にないもの
 - イ 市の職員のみで構成されているもの
 - ウ 関係団体の連絡調整を主な目的としているもの
 - エ 特定のイベント、行事等の推進を目的としているもの
 - オ その他この要領の対象とすることが適当でないと認められるもの

第 3 会議の公開の基準

会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開する。

- (1) 法令又は条例に非公開の定めのある場合
- (2) 次に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
 - ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
 - イ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他明らかに正当

な利益を害すると認められるもの

ウ 市の要請を受けて、公開しないことを条件として任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないことその他の条件を付したことが当該情報の性質、情報の提供、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

エ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、協力等により市が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報

オ 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

カ 市又は国等の事務事業に係る意思形成の過程における審議、協議、企画、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、その事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれのある情報

キ 市又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

第4 公開・非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等の長がその会議において行うものとする。

附属機関等の長は、会議を公開しないと決定した場合は、適用した非公開基準（第3 会議の公開の基準の各号に掲げるものをいう。）を明らかにしなければならない。

第5 会議の開催の事前公表

附属機関等の所管課長等は、会議の開催に当たって、当該会議の開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 会議の開催の日時

- (3) 会議の開催の場所
- (4) 会議の議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 開催結果の公表方法
- (8) 問合せ先
- (9) その他必要な事項

第6 会議の公開方法等

- 1 附属機関等の長は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより、会議の公開を行うものとする。
- 2 附属機関等の長は、会場の規模等により会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めることができる。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、会場においてその旨を申し出なければならない。
- 4 附属機関等の長は、会議の傍聴を希望する者の数が傍聴を認める定員の数を超える場合は、会場に到達した順により、当該会議の傍聴を認めるものとする。
- 5 所管課長等は、会議の傍聴を認められた者（以下「傍聴者」という。）に会議の資料（栗東市情報公開条例第9条各号に掲げる情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。ただし、会議の資料が貴重、高額、大量その他の理由により、会議の資料を提供できない場合は、議事内容のわかる資料をもって会議の資料に代えることができる。
- 6 附属機関等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。この場合において、附属機関等の長は、傍聴者に傍聴における遵守事項等を記載した書面の配付その他適切な措置をとるものとする。
- 7 附属機関等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- 8 傍聴者は、会場の秩序維持に関し、附属機関等の長の指示に従わなければならない。

第7 会議結果の公表

- 1 所管課長等は、会議録を作成し、会議の資料とともに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 附属機関等の名称
 - (2) 会議の開催の日時
 - (3) 会議の開催の場所
 - (4) 会議の議題
 - (5) 会議の出席者
 - (6) 会議の公開又は非公開の別
 - (7) 非公開の場合にあってはその理由
 - (8) 傍聴者数
 - (9) 議事の概要
 - (10) 問合せ先
 - (11) その他必要な事項
- 2 所管課長等は、会議の開催後 1 月以内に、前項の規定による公表を行わなければならない。
 - 3 所管課長等は、情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、第 1 項の規定による公表を行わなければならない。
 - 4 所管課長等は、公開基準に該当しないことにより会議の全部又は一部を非公開とした場合において、当該会議の開催の結果を公表するときは、当該非公開情報が明らかとならないよう議事の概要の記載方法及び会議資料に十分配慮し、可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に開催する附属機関等の会議について適用する。